



看護師と協働する当院の看護チームのご紹介

副看護部長 加世田 久美子

当院は、地域医療支援病院として急性期医療を担っており、看護職員だけではなく看護補助者と協働して看護の質向上のために体制を整備しております。2022年4月の診療報酬改定では、看護職員及び看護補助者の業務分担・協働を更に推進する目的で「看護補助体制充実加算」が新設されました。当院においても、看護師と看護補助者との協働体制を更に強化できるよう今年度も取り組んで参ります。看護師と協働している職種として、看護補助者、ナースエイド(夜間看護補助者)、介護福祉士、外来クラークがあります。以下に、それぞれのお仕事についてご紹介いたします。

【日勤の看護補助者】

患者さんのシーツ交換、お食事の配膳・下膳、搬送業務(車椅子等)等を行っています。周辺業務として環境整備、使用物品の後片付け、看護用具の点検・整備等を行い、看護師が業務しやすいように協働しています。



※感染予防のため、十分換気している場所で、一時的にマスクを外して集合写真を撮影しました。

【ナースエイド(夜間看護補助者)】

夜勤担当は、日勤と区別する意味で名称を「ナースエイド」としてしています。業務は、配膳・下膳に加えて、洗面介助、ナースコール対応やトイレの付き添い、看護師と一緒に体位変換(体の向きを変える)、オムツ交換等を行っています。使用物品の後片付けや消耗品の補充等の周辺業務は隙間の時間に行っています。



【介護福祉士】

地域包括ケア病棟に配置されています。日常生活援助を看護師の指示のもと主体的に入浴介助や食事介助、排泄介助等を行っています。



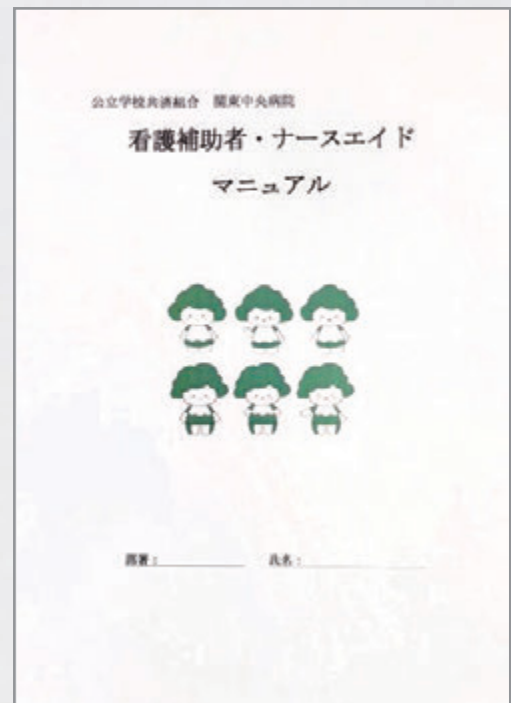
【病棟クラーク】

受付業務や事務作業を行っています。入院や退院に関する業務および医師との連絡調整、電話対応などを行っています。



全ての職種の業務は、患者さんの安全を第一に、そして患者さんの病状の回復のために看護チームとして看護師と協働しています。無資格者がほとんどですが、看護補助者には診療報酬上必須の研修があります。また働きやすいように、看護補助者・補助事務マニュアルは毎年見直しをしています。マニュアルは1人に一冊ずつ配布し、共通の認識で業務ができるようにオリエンテーションや指導をしています。

患者さんが、安心して入院生活が送れるよう、今後も看護チームとして磨きをかけていきます！



看護補助者の院内研修に含めるべき基礎知識 (年1回以上受講)

- ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
- イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
- ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
- エ 日常生活にかかわる業務
- オ 守秘義務、個人情報の保護
- カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等

【厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届け出に関する手続きの取り扱いについて」(保医初0305号第2・令和2年3月5日)】

